

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る  
内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に関する意見公募の結果について

主な御意見概要	御意見に対する考え方
公表区分に関するもの	
<p>1 非常勤職員に占める女性の割合が高いため、原案の3区分による「職員の給与の男女の差異」の公表だけでなく、例えば、男性の常勤職員と女性の非常勤職員との間の給与の差異を公表するなど、より詳細な情報を公表して、男女間給与格差の実態を明らかにすべきである。</p>	<p>「職員の給与の男女の差異」の情報公表については、一般事業主（常時雇用する労働者301人以上の一般事業主）において、「正規雇用労働者」、「非正規雇用労働者」及び「全労働者」の3つの区分により行うこととされた(令和4年7月8日雇均発0708第2号厚生労働省雇用環境・均等局長通知)ことを踏まえ、各機関で比較可能な形での公表となるよう、特定事業主においては、事業主行動計画策定指針において、「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとめりごとの職員の給与の男女の差異の実績のほか、これらを総計した全職員に係る給与の男女の差異の実績を公表することとするとともに、「任期の定めのない常勤職員」については、役職段階別及び勤続年数別による職員の給与の男女の差異を公表することとしております。</p> <p>また、各機関の実態を適切に説明する観点から、各機関の実情に応じて更に詳細な情報公表を行うことも可能としています。</p> <p>さらに、各機関において、男女の給与の差異の数値のみでは説明が困難な状況等について、情報公表を行う様式の説明欄を有効に活用し、より詳細・補足的な情報を公表することも可能としています。</p>
職員数の換算に関するもの	
<p>2 職員数の計算に当たって、パートタイム職員等を常勤職員の勤務日数や勤務時間に応じて換算せずに、頭数で算出することに統一すべきである。</p>	<p>特定事業主における「職員の給与の男女の差異」の算出に係る職員数の算定方法については、一般事業主（常時雇用する労働者301人以上の一般事業主）の取扱いを踏まえ、短時間勤務職員やパートタイム職員等について、各機関の実情に応じ、職員を数える単位として常勤職員の所定勤務時間等を参考として、「日」や「時間」を用いて換算することも可能としています。その場合には、その旨を情報公表を行う様式の説明欄に記載することとしています。</p>
<p>3 職員数の計算に当たって、パートタイム職員等を常勤職員の勤務日数や勤務時間に応じて換算する場合には、その換算方法を明記してほしい。</p>	
<p>4 常勤職員と非常勤職員は労働条件が違いすぎるので、これらを同等にカウントするべきではない。</p>	

男性の平均年間給与に対する女性の平均年間給与の割合での公表に関するもの		
	<p>公務現場で働く常勤職員と非常勤職員の男女の給与格差を明確化するため、</p> <p>5 男性の平均年間給与に対する女性の平均年間給与の割合ではなく、男女の平均年間給与の金額の差を公表するべきである。</p>	<p>一般事業主（常時雇用する労働者301人以上の一般事業主）においては、各企業における男女の賃金の差異について、他の機関と比較可能な形で公表する観点から、男性の賃金に対する女性の賃金の割合で公表することとしており、また、イギリスやフランスにおいても、労働市場における情報の開示に関する法制度において、男女間賃金格差は実額ではなく割合、あるいは割合を換算した指数で公表していることも踏まえ、特定事業主においても、一般事業主と同様に、男性の給与に対する女性の給与の割合の公表を行うこととしています。</p>
その他		
	<p>本件は情報開示をナッジとして男女格差改善の政策ツールとする案の一つであり、低い政策コストで高い政策効果をもたらし得る政策として歓迎する。例えば、情報開示は開示者にとって有利な場合に「より真な情報」が開示されうるといふ情報開示の原理原則にのっとり、情報開示をすることにより開示者に利点があるような制度（或いはそのサブシステム）を構築することが大切であり、人材確保コストが下がるなどの制度を構築することが大切である。</p> <p>6 なお、以上に関する知見は蓄積されつつあるので学術との協働を進めることを勧める。</p>	<p>頂いた御意見は、参考とさせていただきます。</p>
	<p>「職員の給与の男女の差異」を状況把握の必須項目、および情報公表の必須項目として規定することについては、ジェンダー平等推進の見地から賛成する。</p> <p>7 男女別の給与統計算出には、雇用管理上の性別を用いればよいことを算出方法のマニュアルに盛り込み、各省庁等及び地方公共団体に通知・徹底すべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、参考とさせていただきます。</p>